

■■■■ KC's活動報告(2/10~4/10) ■■■■

- 理事会 2月24日2008年度第4回常任理事会、3月23日第8回理事会を開催
- ・検討委員会の案件と対応、会員状況、差止請求訴訟案件、消費者庁法案等の動向、マスコミ対応、2009年度通常総会、その他の啓発事業などについて報告、審議、確認をしました。引き続き、2009年度方針・計画を論議しています。
- ・英会話学校トリニティーに対する「不当勧誘行為等の差止請求訴訟」の第4回期日が3月4日に行われ、裁判上の和解が成立しました。
- ・貸金業者ニューファイナンスに対する「契約条項使用差止等請求訴訟」の第5回期日は、京都地裁で3月2日(月)に弁論終結し、4月23日に判決が出る予定です。⇒傍聴ならびに報告会(記者会見兼ねる)参加希望の方は、事務局までご連絡願います。
- ・企業消費者対応評価手法開発プロジェクトで取り組んだアンケート調査結果の報告書を協力いただいた事業者147社に送付し、内容はHPで公開しました。

- 検討委員会 2月18日、3月3日、3月16日、4月1日に開催。
- ・検討案件・検討グループの進行状況を中心に検討・確認しました。現在8検討グループが活動継続中です。新たに大阪で3、京都で1、滋賀で1事案の検討グループを立ち上げる予定です。

*新たな検討グループのスタートにあたり、特に消費者からの参加者募集中

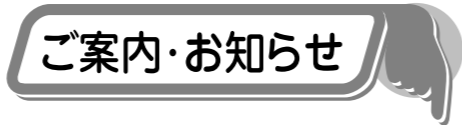
⇒ご関心のある方、またはご紹介いただける方には、事務局より詳細のご案内をいたします。

- ・賃貸住宅契約の事案で、(株)レオパレス21への「申入れ活動」終了文書を3月4日に、(株)センチュリー21・ジャパンとの協議終了の結果を3月12日に公開しました。
- ・JATA(旅行業団体である社団法人日本旅行業協会)と公正競争規約を旅行業界で運用している旅行業公正取引協議会との「旅行契約に関する意見交換会」の内容を3月17日に相互確認し、HPで公開しました。
- ・ケーブルテレビ等のサービスに関する勧誘について、(株)ジェイコムウエストに対する「要請書」を3月26日に送付しました。

- ・(株)USENに対する、CSデジタル音楽放送サービス「SOUNDPLANET」の解約に伴う違約金を支払った方への情報提供を3月31日にHP公開しました。

○適格消費者団体の動き

- ・3月5日、「埼玉消費者被害をなくす会」が適格消費者団体の認定(全国で7団体目)を受けました。
- ・3月18日、ひょうご消費者ネットは(株)ジャルツアーズが旅行契約を解除した場合に、JAL利用クーポンを返還しないとする契約条項の差止めを求める訴訟を提起しました(全国で6訴訟目)。



ご案内・お知らせ

■公開セミナー「甘い勧誘に気をつけてー大学生の契約被害の事例からー」(仮)

- ・日時：6月3日(水) 午後6時30分～(8時終了予定)
- ・場所：キャンパスプラザ京都4F 第3講義室(JR京都駅前)
- ・対象：大学生をはじめ、大学教員・職員など
- ・企画内容：検討中(コントによる不当勧誘の事例紹介など)
- ・主催：京都産業大学大学院法務研究科・KC's(京都消費者契約ネットワーク、コンシューマーズ京都、京都府生協連との共催予定)

■2009年度通常総会と記念シンポジウムのお知らせ

- ・日時：6月27日(土)午後1時～
- ・場所：大阪科学技術センター(大阪市西区)
- *シンポジウム内容は後日、HP等でご案内します。

※今ニュースに同封したイラストチラシ(英会話学校トリニティーに対する「不当勧誘行為等の差止請求訴訟」の和解内容)を追加が必要な場合は、下記事務局までご連絡ください。

問合せ・連絡先
消費者支援機構関西(KC'sケーシーズ)事務局
TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730
eメール: info@kc-s.or.jp
ホームページ: http://www.kc-s.or.jp/

発行所 KC's事務局 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730
OMMビル1階大阪府消費生活センター内 eメール: info@kc-s.or.jp

消費者団体訴訟上、初の勧誘行為の差止訴訟・和解

3月4日に英会話教室「グローバルトリニティー」の運営会社である株式会社FORTRESS, JAPAN(以下、同社)との間で、退去妨害等の不当勧誘の停止等を内容とする訴訟上の和解をしました。

今回の訴訟・和解を通して明らかになったことを下記の4つの視点から振り返ってみたいと思います。なお、和解条項などの詳細は、当団体HPをご覧ください。

込んで、不当勧誘を抑止する内容となっていること。③今後、和解内容に反して不当勧誘を行った場合(但し、消費者契約法違反に該当することに限る)は、当該不当勧誘を受けた消費者に対して金銭返還するだけでなく、KC'sに違約金を支払うという「制裁」があること。の3点において勝訴以上の意義を持つと考えています。



和解報告の記者会見

(1) 消費者団体訴訟制度における 今回の訴訟と和解の意義

今回の和解の意義は、2007年6月からスタートした消費者団体訴訟制度上、初の勧誘行為の差止訴訟であり、勝訴以上の内容を持つ和解の成立です。

この制度ができる前は、個々の消費者が事後的に契約取り消しなどで救済されても、他の消費者が将来にわたって同じ被害を受ける可能性があったり、消費者団体が事業者に改善申入れを行っても法的裏付けがなくその実効性において限界がありました。消費者団体訴訟制度によって、被害が広がる前に事業者に対し、不当な勧誘行為・契約条項の使用を差止める(やめさせる)ことが可能になったことに大きな意味があります。

さらに、今回の和解では、①単に今後不当勧誘を行わないことを約束するだけでなく、過去に不当勧誘を行っていたことを認めていること。②現行制度では消費者団体訴訟制度の差止対象に含まれていない、特定商取引法上の不当勧誘等も取り

(2) 3年間に及ぶ事案検討から訴訟に至る経過

今回の事案は、2006年3月の第1回検討グループ会議からスタートしました。検討を始めた直接のきっかけは、KC'sの会員からの情報提供でした。検討した結果、同社に対して2006年5月に契約条項に関する「お問い合わせ」(非公開)を行いました。同社より何ら回答がなく、同5月に公開で「申入れ」を行いました。しかし、同社はこの「申入れ」に対しても全く回答せずの姿勢でした。その後、この消費者団体訴訟制度が翌年2007年6月にスタートし、KC'sが適格消費者団体に認定されたのが同年8月でした。

訴権行使のできる団体となったKC'sでは、休止していた同検討グループを同年10月に再開しました。再開のきっかけは、不当な契約条項に止まらず、不当な勧誘行為が続いているという消費者からの情報提供があったことです。そして、再び被害情報を集め、検討した結果、2008年6月に「申入書兼消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」(訴訟提起の1週間前までに通知し、事業者改善の機会を与えるもの)を送付しました。同社からは「問題の起きない営業を行っており、今後ともさらに社員教育を行う」等の回答がありましたが、そのことを約束する「誓約書」の提出は拒否をされ、また被害情報が引き続き寄せられたので、同年8



和解内容の説明チラシ

月に、提訴に踏み切りました。

(3) 消費者と行政・専門家とのネットワークの意味

今回の事案は、何よりも被害者が泣き寝入りせず、消費生活センターや弁護士に相談したこと、その被害情報が「差止請求権」を行使できる適格消費者団体（KC's）とのネットワークの中で、将来の被害拡大防止へとつながったことに大きな意味があったと考えます。

また、差止請求訴訟で勝訴するためには、不当勧誘ということが立証できる事実把握が必要でした。この点でも大きな力を発揮したのが行政のもつ情報力と、被害相談を受けた各地のセンターの「なんとかしたい」という思いだったのではないのでしょうか。適格消費者団体に認められた、消費生活センターへの情報提供申請に、各地のセンターは

回答など、迅速に対応をしていただき、不当勧誘の確かな立証に結びつきました。

和解成立後、KC'sでは、消費者が相談している行政や大学関係者に和解内容をわかりやすく情報提供することに努めています。この情報提供が、被害救済に活かされるとともに、和解内容が実際に守られているかどうかをチェックすることにつながるからです。具体的には、和解内容のイラストチラシや和解内容Q&Aなどを被害相談を受けた1都2府15県をはじめとした118センターに送付しました。また、同社の大阪校に通う可能性のある関西の大学学生課や大学生協など約120ヶ所に情報提供を進めつつあります。また各府県で行われている事例研究会（弁護士、行政などの共催）に参加させていただき、事例報告をしています。さらに、法科大学院生対象の研究会や広く一般学

生を対象にした消費者セミナー「甘い勧誘に気をつけてー大学生の契約被害の事例からー」の開催を6月に計画（4頁参照）しています。

(4) 今後の課題ー広く消費者とつながるー

団体訴訟制度がスタートして3年目に入る今年、KC'sではいろいろな課題があるなかで、“広く消費者とつながる”ことを2009年度の軸にすえようと議論しているところです。（詳細は6月の総会で確認）

消費者自身に「消費者団体訴訟制度」や「適格消費者団体」のことがほとんど知られていないことを痛感しながら日常の活動を進めています。消費者が“泣き寝入りはしない”のはもとより、“自分の被害救済とともに、同じ被害者を出さない”という公益的な情報提供行動がとれるよう、広く

消費者とつながり、サポートする活動を強めていきたいと考えています。特に、消費者に直に情報提供できるマスコミ関係者とは、この間のようなスポットでなく日常的な勉強会も兼ねた意見交換会を開きたいと考えています。

最後に、KC'sがさまざまな事業を継続するためには、しっかりとした財政基盤と人材がどうしても必要です。そのためにも会員の皆さまには、引き続き支援をお願いすると同時に、新たに会員を増やすことにご協力をお願いしたいと思います。



記者レクチャー（2008年11月）

最近の消費生活相談から 出会い系サイト

(財)関西消費者協会 相談グループ長 白崎 夕起子

込む方法

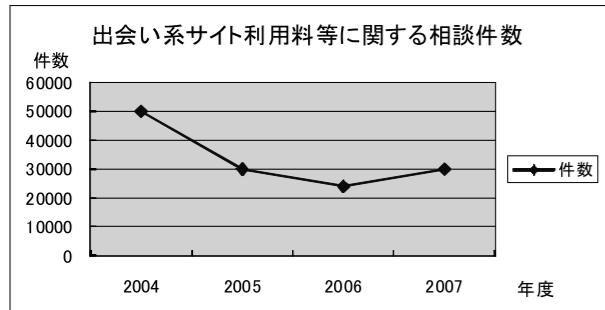
②クレジットカード番号をサイト上に入力して決済する方法

③コンビニ等で前払い式帳票（電子マネーの一種）を購入し、帳票に記載された番号や記号をサイト上に入力して決済する方法があります。

* * * * *
①の現金振り込みの場合、出会い系サイトの信用性に問題があったり、不当に高額な利用料を請求されたという事情がある場合、支払わないという選択も可能なケースもあります。しかし②のクレジットカード決済の場合、同じような事情があっても、引き落としを止めることは簡単ではありません。クレジットカード会社とサイト事業者とは直接加盟店契約を締結しているわけではなく、両者の間には決済代行業者が介在しており、決済代行会社とも交渉しなければならないのが現状です。しかし、クレジットカード会社は決済代行会社がどのような業者と提携しているのか調査し管理する責任があると考えられます。不当な取引にクレジットカード決済が利用されることを防ぐためには、クレジットカード会社は積極的にトラブル処理を行ってほしいものです。

最近③の電子マネー決済によるトラブルも目立っています。クレジットカードがなくても決済できる、匿名でも決済できる、いつでも簡単に電子マネーを購入できるなどの手軽さや気楽さがあり、利用し過ぎて高額な支払いをしてしまったという相談も入っています。電子マネー発行会社と電子マネー決済を利用する業者との間にも加盟店契約が締結されています。電子マネー発行会社は加盟店調査や管理をしっかり行い、不当な取引の決済に悪用されないルールを確立してもらいたいと思います。

出会い系サイトを利用して、高額な料金を請求された、または高額な料金を支払ってしまったという相談が再び増加しています。



＜国民生活センター 記者発表資料（平成20年6月5日付）より作成＞

出会い系サイトとは、インターネット上で異性との出会いの場を有料で提供するサイトです。実際相手の情報を入手するために掲示板を閲覧する、実際相手からのメールを読む、メールを送信するなどの1つ1つの操作を行うたびに有料ポイントを利用するという料金システムになっています。

出会い系サイトへの誘引方法が、迷惑メールやネット広告での無料という表示によるケースや、古いサイトや携帯小説サイトに登録すると同時に出会い系サイトに登録されるという強引なケースもあるなど問題が多いうえに、一歩踏み込むと、実際相手から期待を抱かせるようなメールを頻繁に送り付けられ、メールのやり取りを繰り返すことにより高額な料金を請求されるというトラブルに発展します。

利用料の支払い方法には、
①利用ポイントに相当する料金をATMから振り

団体正会員紹介 兵庫県生活協同組合連合会

兵庫県生協連は、「協同組合の父」といわれる社会運動家の賀川豊彦によって1950年に設立され、来年（2010年）には60周年を迎えます。県内に31の生協（地域生協4、職域・学校生協3、大学生協11、医療生協8、共済生協5）と2つの団体（全農兵庫県本部、近畿労働兵庫兵庫地区統括本部）で構成されており、生協の健全な運営に必要な研修、食の安全・環境・福祉・平和などさまざまな社会問題についての学習、また、それらの活動や情報について会員間の交流などを中心に取組んでいます。農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組合間連帯活動も盛んで、「協同が息づく兵庫のまちづくり」をスローガンに、さまざまな団体とコミュニティネットワークを構築しようとしています。2009年度の活動計画の課題は以下の6つです。

- 1. 会員の組織・経営基盤の強化に貢献する。
- 2. 会員生協間の事業・活動の連携と交流を促進する。
- 3. 協同組合間協同の前進をはかる。
- 4. 行政ならびに関係諸団体との連携・交流を深める。
- 5. 暮らし・平和・福祉・環境など社会的課題に取り組む。
- 6. 兵協連60周年記念事業の準備をすすめる。

兵庫県における消費者運動については早くから取組まれ、兵庫県や神戸市など行政の理解・支援もあって、各消費者団体は商品の安全性の点検や物価高騰の抑制など、暮らしを守るためのさまざまな運動を展開してきました。また、設立から90年近い歴史をもつ生活協同組合コープこうべが商品の品質や価格などの問題にとどまらず、社会的な問題まで幅広く関わり、その活動に参加した組合員の中から多くの人材を輩

出してきたことも、地域の消費者運動の活性化に大きくつながってきたといえます。

兵庫県内には、長い歴史と多くの成果をあげてきた消費者団体が多数存在する一方、近隣他府県で盛んになりつつあるNPOの消費者組織の活動については今一つ活発ではありません。兵庫県生協連は、消費者支援機構関西の設立当初から参画し、NPOひょうご消費者ネットについても昨年10月に入会していますが、兵庫県内の消費者団体で2つの適格消費者団体のいずれかに参加している団体は少ないのが現状です。

今年の1月30日に消費者支援機構関西・NPOひょうご消費者ネット・コープこうべ・兵庫県生協連の4者共催による消費者セミナーを神戸で開催し、108名の参加をいただきました。適格消費者団体の活動の内容について理解を深め、KC'sの活動に参加いただける個人・団体の会員をふやしていくには、NPOひょうご消費者ネットとも連携してセミナーなど参加の輪の拡大、マスコミ報道などメディアを活用して、消費者との接点をふやし強めていくことが必要です。これからも、その取組みを共に進めていきたいと思っています。



2008年度兵庫県生協大会

お問い合わせ
兵庫県生活協同組合連合会
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16-3 県民会館4F
TEL 078-391-8634 FAX 078-392-2059
http://www.coop-hyogo-union.or.jp